

包括的施設支援事業について

●事業の目的

この事業は、厚生関係施設包括的施設支援事業実施要綱(平成19年3月5日管理者決定)に基づき、厚生関係施設（生活保護法に基づく更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法に基づく宿泊所）利用の利便性の向上と施設サービス水準の向上を図ることにより、施設利用者の自立を促進することを目的として実施しています。

●事業の内容

1 厚生関係施設入所調整事業

事業の種類	対象施設	実施内容
一般入所調整	更生施設	保護施設の利用申込みを受けて施設と入所の調整を行います。また、福祉事務所への施設の利用情報提供も行います。
緊急一時保護事業利用調整	更生施設 宿所提供施設 宿泊所	緊急一時保護事業の利用申込みを受けて施設と調整後、利用決定を行います。また、福祉事務所への施設の利用情報提供も行います。

2 利用者支援事業

事業の種類			実施内容
地域生活移行支援	専門相談事業	心理相談	様々な事情を抱える利用者に対して、各種相談に応じた専門の相談員を派遣して個別相談等を実施することにより、生活の再建、自立生活に向けた支援を行います。
		法律相談	
		他言語相談	
	居住支援事業	住宅相談	住宅確保が困難な利用者に対して、住宅相談員を派遣して物件情報提供、契約同行等の支援を行うとともに、緊急連絡先の提供なども行います。また、更生施設退所者への生活訓練支援のため、借上げアパートの確保を行います。
		緊急連絡先支援	
		ステップハウス	
就労支援	緊急一時保育事業	保育士等派遣	提携保育事業者から保育士等を派遣し緊急保育需要に対応します。
社会参加活動支援	退所後モニタリング事業	居住支援者訪問モニタリング	厚生関係施設退所者に対する生活状況把握等の訪問モニタリングのほか、電話相談窓口を設置して施設退所者への相談の実施、地域の支援機関の紹介等を行います。
		電話相談モニタリング	

3 施設機能強化事業

事業の種類		実施内容
施設機能 強化事業	従 事 者 資 質 向 上	厚生関係施設従事者等への研修を実施しています。
	調 査 研 究 等	実態等調査・統計を行うとともに、各種資料の収集などを行います。
	相 談 支 援 事 業	自立支援センターから社会復帰促進事業利用者への生活相談員等の派遣を行います。